

東海市污水ポンプ施設設置費補助金制度 ご利用案内

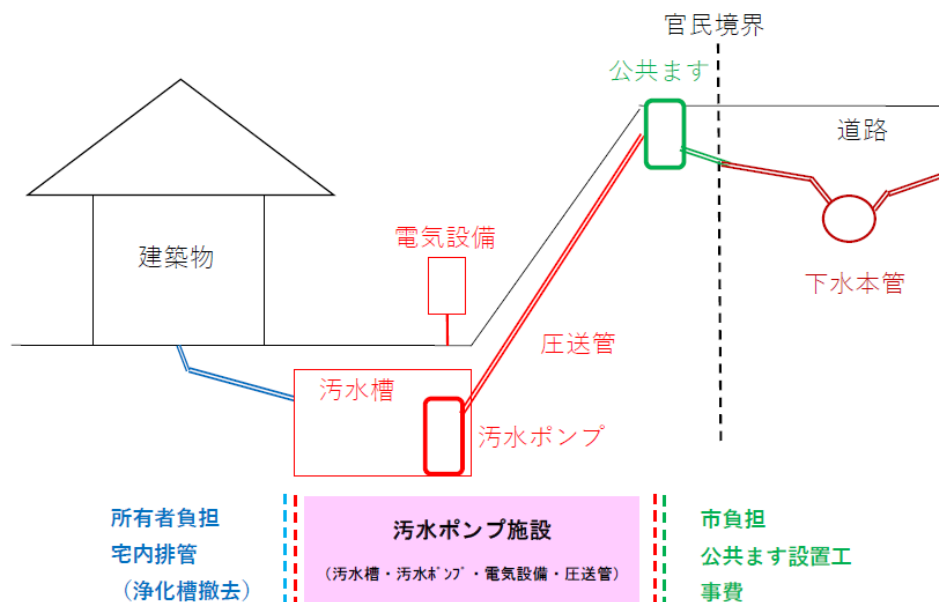
[令和5年度東海市污水ポンプ施設設置費補助金交付要綱]

1 制度内容

公共下水道の利用を促進し、生活環境の向上及び水質保全を図るため、低地(※)又は水路等が障害となり、汚水を自然流下で公共下水道に排除することが困難な家屋等の所有者に対して、污水ポンプ施設に係る工事費の一部を補助します。

(※ 地階等、人為的に低位置となった土地は対象外です。)

2 補助対象となる污水ポンプ施設



3 補助を受けることができる方【以下の要件を備えている方】

- 市税、水道料金、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金を滞納していない。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と緊密な関係を有する者に該当しない。

【設置する場合】

- 下水道処理区域に建築物を有し、又は建築を予定しており、排水設備工事と併せて污水ポンプ施設を設置する。
- 污水ポンプ施設の設置について、污水ポンプ施設に係る土地の所有権及びその他の権利を有する者の承諾を得られている。

【更新する場合】

- 更新を要する相当な理由がある。
- 污水ポンプ施設に係る検査合格日から起算して1年が経過している。

(裏面あり)

4 補助対象経費

- 汚水ポンプ施設を設置する場合
汚水ポンプ施設の設置に係る工事費、これに伴う原型復旧工事費
 - 汚水ポンプ施設を更新する場合
汚水ポンプ施設の更新に係る工事費、これに伴う原型復旧工事費
- ※ 汚水ポンプ施設に係る維持管理費（光熱水費、修繕費）は設置者負担です。

5 補助額 < 上限額 >

【設置する場合 / 検査合格日から 10 年以上経過して更新する場合】

- 補助対象経費の額の2分の1の額(1, 000円未満切捨) < 上限70万円 >

【検査合格日から 10 年未満で更新する場合】

- 補助対象経費の額の2分の1の額(1, 000円未満切捨) < 上限20万円 >

6 注意事項

- 工事は、「東海市公共下水道排水設備工事業者」に依頼してください。
(東海市ホームページに「東海市公共下水道排水設備工事業者一覧表」を掲載しています。)
- 工事着手前に、東海市役所下水道課（5階）に申請書類を提出してください。
(郵送での受付は行いません。)
「東海市汚水ポンプ施設設置費補助金 手続きの流れ」・・・別紙のとおり
- 補助を受けた年度内に完了し、事業報告を行う必要があります。
完了とは、補助金交付対象工事が完全に終了し、工事代金の支払が済んだときで、事業報告の添付書類として領収書の写しが必要となります。
- 申請内容に虚偽があった場合や、交付条件に違反した場合は、交付した補助金の返還が必要となります。

7 その他

- 汚水ポンプ施設を設置した後は、適正な維持管理に努めてください。

【 問合せ先 】 東海市役所 水道部 下水道課（5階）

電話 052-603-2211 又は 0562-33-1111